

※ こども園は集団で生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

※ 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での生活が可能な状態となつてから登園するようご配慮下さい。

<医師用>

<b>意見書</b>	
城北こども園長 宛	園児氏名 _____
	生年月日 _____
病名 _____	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になつたので 登園可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関 _____	
医師署名 _____	

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感 染 症 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
麻 し ん (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風 し ん (三日はしか)	発しん出現の7日前から7日間後くらい	発しんが消失してから
水 痘 (水ぼうそう)	発しん出現1 ~ 2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結 核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
百 日 咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで

※感染しやすい期間を明確に揭示できない感染症については(—)としている。

出典:厚生労働省 2018年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」より

那覇市こどもみらい部こども教育保育課 TEL:861-2113 2021(令和3)年12月改定